

鳥取市補助金カルテ

NO.	321	担当課	気高町総合支所地域振興課	外線	0857-82-0011
適合性判定	今後見直しが必要		予算措置	令和8年度 当初予算	
補助金名	芸術によるまちづくり推進事業費補助金				
概要	浜村温泉湯けむり映画塾実行委員会が行う、地域の魅力発信や地域間交流、芸術家の誘致等の活動に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3301）文化芸術によるまちづくりの推進				
創設年度	H29	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	映画祭参加者数、地元エキストラ（ボランティア）数の増加。前年比10%増目標				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	総務費	項	総務管理費	目	企画費		
歳出事業名	芸術によるまちづくり推進事業費						
R8予算	1,000千円						
R8予算 積算根拠	対象経費 2,175千円(事業費) - 1,175千円(市補助金以外の収入等)				過去実績	件数	決算額 (千円)
					R7 (見込)	1	1,000
					R6	1	1,000
					R5	1	1,000
					R4	1	1,000
補助率・補助額	10分の10				上限額	設定なし	
特定財源	なし（一般財源のみ）						

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	浜村温泉湯けむり映画塾実行委員会
交付要件	浜村温泉湯けむり映画塾実行委員会
対象経費	事業経費(ワークショップ、映画制作、映画祭等)、アーティスト招へいに係る経費、地域とアーティストの連携による芸術事業の経費、広報経費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	○	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	×
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	3
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5, 2-7 浜村温泉湯けむり映画塾実行委員会は自主財源の確保が難しいため。
公益性	-
公平性	4-1 当該事業の活動は、主に本補助金及び県補助金の収入により実施されているため。

評価／担当課	今後見直しを検討
今後の具体的な改善方針	自主財源を確保するためにクラウドファンディングや本市外での上映等を実行委員会で協議する
審査／行財政改革課	今後見直しが必要
審査理由	補助率が1/2以上であり、同額交付が複数年続いている。

鳥取市補助金カルテ

NO.	322	担当課	気高町総合支所地域振興課	外線	0857-82-0011
適合性判定	今後見直しが必要		予算措置	令和8年度 当初予算	
補助金名	気多の市事業補助金				
概要	気多の市実行委員会が実施する「気多の市」の開催費補助。				
補助金区分	イベント・行事等に関する補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3403）魅力ある中山間地域の振興				
創設年度	H17	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	地元出店者の増加。イベント来場者の増加。（目標1,200人）				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	商工業振興費
歳出事業名	ふるさと産業まつり（気多の市）補助金				
R8予算	297千円		過去実績	件数	決算額 (千円)
R8予算 積算根拠	対象経費 632千円(事業費) - 335千円(補助金以外の収入等)		R7 (見込)	1	297
			R6	1	297
			R5	1	297
			R4	1	141
補助率・補助額	10分の10		上限額	設定なし	
特定財源	なし（一般財源のみ）				

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	気多の市実行委員会
交付要件	気多の市実行委員会
対象経費	気多の市事業補助金の交付の対象となる事業の実施に要する経費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	×
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	3
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-6 イベントの開催が主な使用用途であり、補助金がなければ運営が困難であるため。
公益性	-
公平性	4-1 自己資金の引き上げが見込めず、自己資金のみでは事業実施が困難なため。

評価／担当課	今後見直しを検討
今後の具体的な改善方針	補助金と自己資金、事業収入の割合を見て補助率の引き下げを検討するべきである。地元ならではのイベント出店者を増やす。
審査／行財政改革課	今後見直しが必要
審査理由	補助率が1/2以上であり、特定団体への同額交付が複数年続いている。補助金と自己資金、事業収入の割合を見て補助率の引き下げを検討するべきである。

鳥取市補助金カルテ

NO.	323	担当課	気高町総合支所地域振興課	外線	0857-82-0011
適合性判定	今後見直しが必要	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	貝がら節まつり事業補助金				
概要	貝がら節祭り実行委員会が実施する「貝がら節祭り」の開催費補助。				
補助金区分	イベント・行事等に関する補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3202）滞在型観光の推進				
創設年度	H17	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	イベントでの集客増加。（目標3,000人）踊り子参加者数の増加。（前年比10%増）				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	観光費	
歳出事業名	貝がら節まつり補助金					
R8予算	3,977千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R8予算 積算根拠	対象経費 5,332千円(事業費) - 1,355千円(補助金以外の収入等)			R7 (見込)	1	3,977
				R6	1	3,977
				R5	1	3,977
				R4	1	14
補助率・補助額	10分の10			上限額	設定なし	
特定財源						

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	貝がら節祭り実行委員会
交付要件	貝がら節祭り実行委員会
対象経費	貝がら節祭り事業補助金の交付の対象となる事業の実施に要する経費（食糧費及び宗教的行事に係る経費及び寄附金等の特定財源を除く。）
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	×
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	×
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	4
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-6 貝がら節祭り実行委員会の独自財源のみでは開催が困難であるため。
公益性	-
公平性	4-1 主に補助金で事業を実施している。 4-2 気高町総合支所が事務局を持っている。（以前は気高町観光協会が事務局を担っていた）

評価／担当課	今後見直しを検討
今後の具体的な改善方針	自主財源を確保できるイベントを実施する。事務局を支所から市民団体へ移行できるよう協議を行う。
審査／行財政改革課	今後見直しが必要
審査理由	補助率が1/2以上であり、同額交付が複数年続いている。事務局委任を受けている。

鳥取市補助金カルテ

NO.	324	担当課	気高町総合支所地域振興課	外線	0857-82-0011
適合性判定	今後見直しが必要	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	陸逢大堤うぐい突き事業補助金				
概要	陸逢大堤うぐい突き保存会が行う、大堤池に伝わる漁法「うぐい突き」に関する事業に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3202）滞在型観光の推進				
創設年度	H17	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	うぐい突き参加者の増加を目標とする。（前年比+10%）				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	観光費	
歳出事業名	陸逢大堤うぐい突き補助金（気高町地域振興課）					
R8予算	93千円					
R8予算 積算根拠	対象経費 100千円(事業費)－7千円(補助金以外の収入)			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R7 (見込)	1	93
				R6	1	93
				R5	1	93
				R4	1	93
補助率・補助額	10分の10			上限額	設定なし	
特定財源	なし（一般財源のみ）					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	陸逢大堤うぐい突き保存会
交付要件	陸逢大堤うぐい突き保存会
対象経費	陸逢大堤うぐい突き事業に要する経費（寄附金等の特定財源を除く。）のうち、うぐい修繕及び放流する鯉の購入費又は大堤池周辺環境整備費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	×
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	3
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-6 無形民俗文化財であるうぐい突きを保存・伝承するための支援であり、独自の財源だけでは事業の開催が困難なため。
公益性	-
公平性	4-1_主に補助金で事業を実施しているため。

評価／担当課	今後見直しを検討
今後の具体的な改善方針	営利目的ではないため補助金の推移と補助率については改善が難しいと考える。協力者からの募金や寄付にて財源を確保する。
審査／行財政改革課	今後見直しが必要
審査理由	補助率が1/2以上である。

鳥取市補助金カルテ

NO.	325	担当課	気高町総合支所地域振興課	外線	0857-82-0011
適合性判定	今後見直しが必要	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	貝がら節の郷づくり事業補助金				
概要	貝がら節の郷づくり協議会が行う、貝がら節の保存と伝承、文化・芸術のまちづくりなど鳥取西地域の活性化に寄与する事業に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3201）移住定住の推進と関係人口の拡大				
創設年度	H21	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	イベントでの集客増加。（イベント合計4,500人）				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	観光費	
歳出事業名	貝がら節の郷づくり協議会補助金					
R8予算	2,213千円					
R8予算 積算根拠	対象経費 2,363千円(事業費) - 150千円(補助金以外の収入)					
				過去実績	件数	決算額 (千円)
				R7 (見込)	1	2,213
				R6	1	2,213
				R5	1	1,868
				R4	1	1,868
補助率・補助額	10分の10				上限額	設定なし
特定財源						

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	貝がら節の郷づくり協議会
交付要件	貝がら節の郷づくり協議会が実施する事業（貝がら節の保存と伝承及び関係資料の収集を図る事業、浜村駅・宝木駅の利用率向上を図る事業、文化・芸術のまちづくりに関する事業、生姜と温泉と健康をテーマとする事業、その他鳥取西地域の活性化に寄与すると市長が認めた事業）
対象経費	補助対象事業に要する経費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	×
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	3
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-6 イベントの開催が主な使用用途であり、補助金がなければ運営が困難である。
公益性	-
公平性	4-2 気高町総合支所が事務局を持っている。将来的には市民団体の中で事務局を担ってもらおうと考えている。

評価／担当課	今後見直しを検討
今後の具体的な改善方針	自主財源を確保できるイベントを実施する。事務局を支所から市民団体へ移行できるよう協議を行う。
審査／行財政改革課	今後見直しが必要
審査理由	補助率が1/2以上である。事務局委任を受けている。